

追加受付

令和8年度測量・建設コンサルタント業務等

入札参加資格審査申請要領

香川県広域水道企業団

香川県広域水道企業団(以下「企業団」という。)に測量・建設コンサルタント業務等の追加の入札参加資格申請をしようとする者は、この要領に従い申請してください。

1 登録が必要な業種について

申請業種には、所定の登録がなければ申請できない業種(業務)があります。登録が必要な業種(業務)は次のとおりです。

資格審査を行う業種	略称	登録が必要な業務	必要な登録
測量	測量	測量一般、地図の調整、航空測量	測量業者
建築関係建設コンサルタント業務	建築	建築一般、意匠、構造	建築士事務所 (契約締結をする営業所)
土木関係建設コンサルタント業務	土木	—	—
地質調査業務	地質	—	—
補償関係コンサルタント業務	補償	不動産鑑定	不動産鑑定業者

2 追加申請の対象事業者について

- ① 令和7年度測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登録されていない事業者(新規)
- ② 令和7年度測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登録されているが、新たな業種(又は営業所)を追加しようとする事業者(追加)

3 用語の定義について

県内業者…香川県内に本社(本店)がある者のこと。

県外業者…香川県以外に本社(本店)がある者のこと。

営業所…本店(本社)、支店(支社)、営業所等をすべて含みます。

4 結果の公表について

資格審査の結果は、令和8年4月1日(水)に企業団ホームページに掲載します。個別に通知しませんので、企業団ホームページでご確認ください。

【香川県広域水道企業団ホームページのURL】 <http://union.suido-kagawa.lg.jp/life/9/10/303/>

5 有効期間について

入札参加資格の有効期間は、1年間(令和8年4月1日～令和9年3月31日)です。

6 申請受付について

入札参加資格審査申請は、**電子申請が利用できません**ので必ず書面で申請してください。

申請受付期間は次のとおりです。県内業者については、持参受付、県外業者については、郵送受付により行います。
申請受付期間以外は受付できませんのでご注意ください。

○持参受付: 県内業者

- ・ 受付期間 令和7年12月17日(水)～12月24日(水) ※土曜日及び日曜日を除く。
- ・ 受付場所 高松市番町一丁目8番15号 高松市防災合同庁舎6階 入札室
- ・ 受付時間 午前9時30分～午前11時30分、午後1時30分～午後3時30分
- ・ 提出方法 上記の受付場所に持参により提出してください。

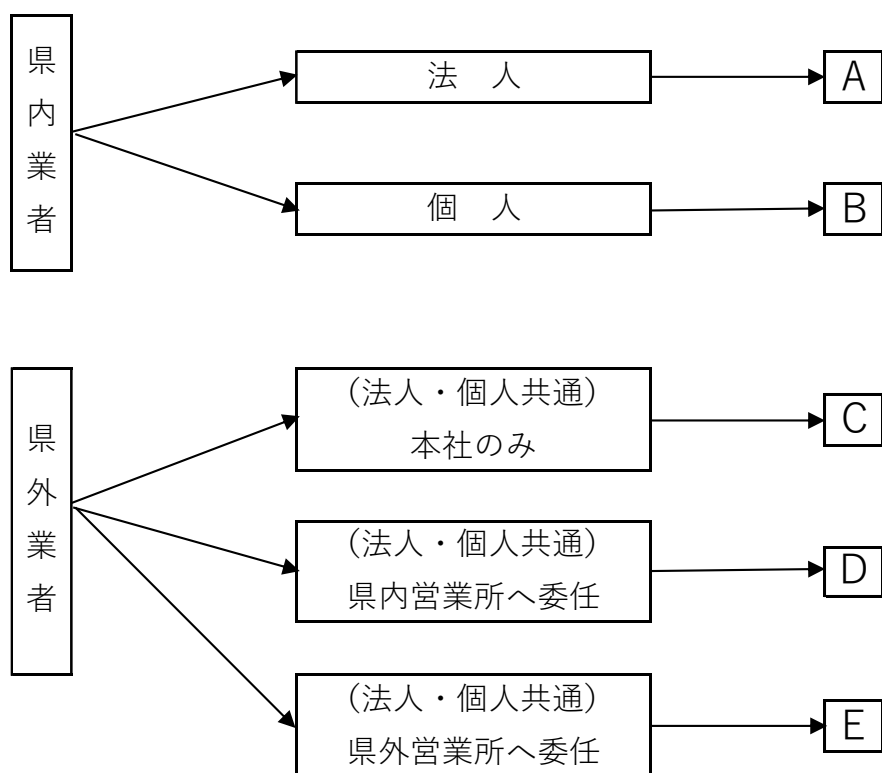
○郵送受付: 県外業者

- ・ 受付期間 令和7年12月10日(水)～12月17日(水) (**最終日消印有効**)
- ・ 郵送宛先 〒760-8514 高松市番町一丁目8番15号 高松市防災合同庁舎6階
香川県広域水道企業団 財産契約課
- ・ 提出方法 事故防止のため、封筒の表面に「**測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書在中**」と明記し、上記の宛先へ**簡易書留、一般書留又は特定信書便事業者が行う配達記録付きのサービス**により送付してください(レターパック可)。到着確認の問い合わせには、一切応じません。郵便追跡サービス等によりご自身で確認してください。

★令和7年12月24日(水)午後5時までに補正が完了しない場合受付できませんので、十分ご注意ください。
※郵送の場合も補正期限は同様ですので、早めに申請(郵送)するようにしてください。

7 提出区分について

提出区分は次のとおりです。提出区分によって必要な提出書類が異なりますので、どの区分となるのかを確認してください。



委任営業所について

県内業者

委任する営業所を設定できません。必ず主たる営業所から申請してください。

県外業者

本社を含めて最大2つの営業所を設定することができます。

(例1) 本社からは申請せず、委任する営業所を2つ申請する場合

例えば、高松支店から測量を申請し、大阪支店から地質を申請する場合です。この場合、上記の提出区分は「D」の県内営業所へ委任する業者となります。

(例2) 本社と委任する営業所を1つ申請する場合

例えば、東京本社から測量を申請し、大阪支店から地質を申請する場合です。この場合、上記の提出区分は「E」の県外営業所へ委任する業者となります。

※本社から申請する場合は、委任する営業所を1つまでしか申請できませんのでご注意ください。

8 提出書類について

提出書類は次のとおりです。前述の提出区分に従って、次の表のとりの提出書類が必要となります。

○…提出書類です。

△…備考欄に記載の場合は省略可能です。

☆…該当がある場合に提出する書類です。

① 新規申請の場合

項番	提出書類	提出区分					備考
		A	B	C	D	E	
		県内・法人	県内・個人	県外・本社のみ	県外・県内委任	県外・県外委任	
①	チェックリスト	○	○	○	○	○	
②	測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書	○	○	○	○	○	
③	経営規模等総括表	○	○	○	○	○	
④	希望業務等総括表	○	○	○	○	○	
⑤	技術職員総括表	○	○	○	○	○	作成基準日：令和7年11月1日現在
⑥	委任状				○	○	
⑦	誓約書	○	○	○	○	○	
⑧	納税証明書（国税）	○	○	○	○	○	法人（その3の3）、個人（その3の2） 令和7年11月1日以降発行
⑨	納税証明書（県税）	○	○		○		令和7年11月1日以降発行
⑩	個人住民税の滞納がない旨の証明書		○				令和7年11月1日以降発行
⑪	測量法第55条の8の規定に基づく書類	☆	☆	☆	☆	☆	測量を希望する場合に提出
⑫	各登録規程第7条に規定する現況報告書	☆	☆	☆	☆	☆	各登録規程に登録がある場合に提出
⑬	商業登記簿	△		△	△	△	⑪又は⑫がある場合は省略可 令和7年11月1日以降発行
⑭	業務経歴書	△	△				⑪又は⑫がある場合は省略可（建築の申請者を除く）
⑮	財務諸表	△	△	△	△	△	⑪又は⑫がある場合は省略可
⑯	登録証明書	☆	☆	☆	☆	☆	建築（建築一般、意匠、構造）、補償（不動産鑑定）を希望する場合に提出 令和7年11月1日以降発行
⑰	返信用封筒			○	○	○	

② 追加申請の場合

項番	提出書類	提出区分					備考
		A	B	C	D	E	
		県内・法人	県内・個人	県外・本社のみ	県外・県内委任	県外・県外委任	
①	チェックリスト	○	○	○	○	○	
②	測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書	○	○	○	○	○	
③	経営規模等総括表	○	○	○	○	○	
④	希望業務等総括表	○	○	○	○	○	
⑤	技術職員総括表	○	○	○	○	○	作成基準日：令和7年11月1日現在
⑥	委任状				☆	☆	新たに営業所を追加する場合
⑦	誓約書						
⑧	納税証明書（国税）						
⑨	納税証明書（県税）				☆		香川県内に新たに営業所を追加する場合 令和7年11月1日以降発行
⑩	個人住民税の滞納がない旨の証明書						
⑪	測量法第55条の8の規定に基づく書類	☆	☆	☆	☆	☆	測量を希望する場合に提出
⑫	各登録規程第7条に規定する現況報告書	☆	☆	☆	☆	☆	各登録規程に登録がある場合に提出
⑬	商業登記簿	△		△	△	△	⑪又は⑫がある場合は省略可 令和7年11月1日以降発行
⑭	業務経歴書	△	△				⑪又は⑫がある場合は省略可（建築の申請者を除く）
⑮	財務諸表	△	△	△	△	△	⑪又は⑫がある場合は省略可
⑯	登録証明書	☆	☆	☆	☆	☆	建築（建築一般、意匠、構造）、補償（不動産鑑定）を希望する場合に提出 令和7年11月1日以降発行
⑰	返信用封筒			○	○	○	

9 提出方法について

- ・提出部数 1部
- ・A4フラットファイル(黄色)に、前述の表による該当提出書類を①～⑬の番号順に綴じ込み、ファイルの背表紙下段に商号又は名称を記載してください。⑭返信用封筒(県外業者のみ)については、ファイルにクリップ止め等により提出してください。
- ・コピーで提出できる書類は必ずA4判に統一してください。
- ・原本提出の書類がA4より小さい場合はA4判の台紙に貼付し、大きい場合は折り込んでください。
- ・書類提出時には、チェックリストにより提出書類等に不足がないか必ず確認してください。
提出書類等が不足していると受付できませんので、ご注意ください。
- ・書類提出後、代表者変更等記載事項に変更が生じたときは、所定の変更届出書に必要書類を添えて、直ちに届け出てください。

項番	提出書類	書類の説明・注意事項等
①	チェックリスト	【記載例1ページ参照】 ・資格申請に必要な書類を表示しています。 ・提出区分をご確認の上、必要な提出書類を確認してください。 ・書類提出の前には必ずチェックリストを確認し、不足書類がないようにしてください。 ・書類に不備がある場合は、受付ができない場合がありますのでご注意ください。
②	測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書 様式注意！！	【記載例2～4ページ参照】 様式を企業団ホームページからダウンロードして作成し提出してください。 ※県内業者用と県外業者用の様式が異なりますのでご注意ください。
③	経営規模等総括表	【記載例5ページ参照】 様式を企業団ホームページからダウンロードして作成し提出してください。
④	希望業務等総括表	【記載例6ページ参照】 様式を企業団ホームページからダウンロードして作成し提出してください。
⑤	技術職員総括表	【記載例7ページ参照】 ・作成基準日：令和7年11月1日現在 様式を企業団ホームページからダウンロードして作成し提出してください。
⑥	委任状	様式を企業団ホームページからダウンロードして作成し提出してください。
⑦	誓約書	・本社(本店)の代表者(個人事業主の場合は個人)名により作成してください。 ・様式を企業団ホームページからダウンロードして作成し提出してください。

⑧	納税証明書(国税) (コピー可) 様式注意！！	・令和7年11月1日以降に発行されたもの。 ・免税業者も発行されます。 ○<u>法人の場合(様式その3の3)</u> ・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がない旨の証明書が必要です。 ・様式その3の3以外は受付できませんのでご注意ください。 ○<u>個人の場合(様式その3の2)</u> ・「所得税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がない旨の証明書が必要です。 ・様式その3の2以外は受付できませんのでご注意ください。 ※ 国税の納税証明書は、電子納税証明書(PDF)を画面印刷した証明書でも添付書類として利用できます。(xml形式の印刷は不可)。
⑨	納税証明書(香川県税) (コピー可)	・令和7年11月1日以降に発行されたもの。 ・香川県内に申請する営業所がある場合に必要です。 ・すべての税目で未納の税額が無い旨の証明書が必要です。 ・県税の納税証明書の発行を請求するためには、受領者の本人確認が必要となります。また、交付手数料として、1通につき400円の県証紙が必要です。
⑩	個人住民税の滞納がない旨の証明書 (コピー可)	・令和7年11月1日以降に発行されたもの。 ・県内業者の個人事業主のみ必要です。 ・令和7年1月1日現在の申請者の住民登録地の県内市町において証明を受けたものがが必要です。 ・「個人住民税に滞納がない旨の証明書」は市町窓口の様式を用意しておりませんので、様式を用意しないと交付は受けられません。様式は企業団ホームページに掲載していますので利用してください。
⑪	測量法第55条の8の規定に基づく書類 (コピー)	・申請業種「測量」は、登録のない業者は申請できません。 ・測量法第55条の8の規定に基づく書類(いわゆる現況報告書)を提出してください。 ・国土交通省地方整備局に提出したものの写し。受付印は不要です。 ・提出日を余白に記入してください。
⑫	各登録規程第7条に規定する現況報告書 (コピー)	・申請業種「土木」「地質」「補償」は、登録がない場合でも申請できます。 ・国土交通省地方整備局の受付印があるもの。(未返却の場合は提出日を余白に記入すること。) ・各登録規程の提出書類は次のとおりです。 ○申請業種「土木」→建設コンサルタント登録規程の現況報告書一式 ○申請業種「地質」→地質コンサルタント登録規程の現況報告書一式 ○申請業種「補償」→補償コンサルタント登録規程の現況報告書一式
⑬	商業登記簿 (コピー)	・⑪、⑫の書類がない場合は提出してください。 ・令和7年11月1日以降に発行されたもの。 ・法人のみ提出してください。
⑭	業務経歴書 (1年分)	・県外業者は提出不要です。 ・⑪、⑫の書類がない場合は提出してください。 ・⑪、⑫の書類がある場合でも、「建築」を申請する場合は建築の業務経歴書を提出してください。 ・様式は企業団ホームページからダウンロードして作成し提出してください。

⑮	財務諸表(1年分) (コピー)	・⑪、⑫の書類がない場合は提出してください。
⑯	登録証明書 (コピー)	・令和7年11月1日以降に発行されたもの。 ・ <u>建築士事務所、不動産鑑定業者</u> の登録を受けている場合に提出してください。(これ以外の登録に関する証明書は不要です。)
⑰	返送用封筒	・受領証等の返送のため、必ず宛先を明記した封筒(定形内封筒は110円、定形外封筒は140円切手を貼付したもの。)を提出(同封)してください。 ・令和8年2月24日(火)を過ぎても返信のない場合、香川県広域水道企業団財産契約課契約グループ(087-826-6114)までご連絡ください。

注:「建築」を申請する場合の注意点

1 「建築」のみを申請する場合

建築一般・意匠・構造の3業務については登録が必要ですが、申請業種「測量」、「土木」、「地質」、「補償」のような現況報告書提出の定めがないため、登録の有無に関わらず⑬商業登記簿、⑭業務経歴書及び⑮財務諸表の提出が必要です。

2 ⑪測量法第55条の8の規定に基づく書類や⑫各登録規程第7条に規定する現況報告書を提出する場合であっても、「建築」を申請する場合は、建築の⑭業務経歴書を提出してください。(⑬商業登記簿、⑮財務諸表は不要です。)

国税の納税証明について

国税の納税証明については、次のホームページから確認してください。

<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

納税証明書のオンライン交付請求について(※電子納税証明書はPDF形式で印刷されたもののみ可とします(xml形式は不可))のご注意ください。)

<http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei2.htm>

(書面の納税証明書を受け取る場合について)

<http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei1.htm>

(電子納税証明書(電子ファイル)について)

香川県税の納税証明について

香川県税の納税証明については、次のホームページから確認してください。

(県税のページ)

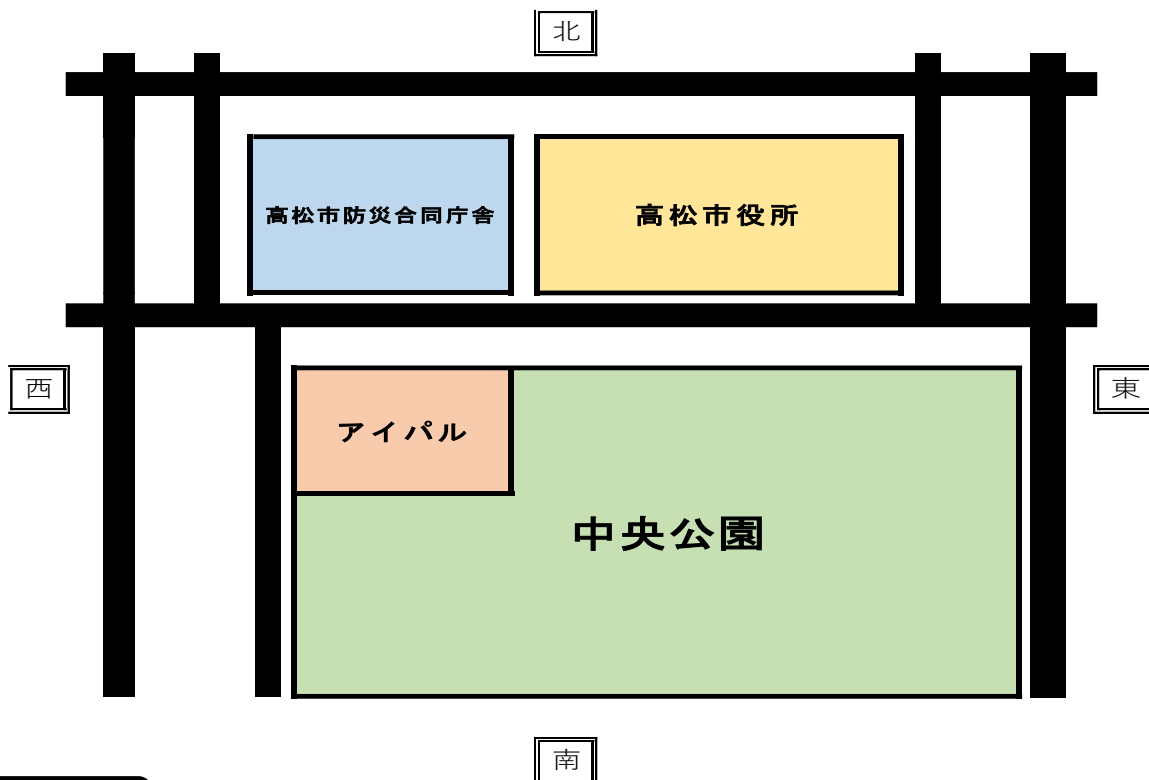
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/>

(県税のページ Q & A 納税証明書について)

https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/q_and_a/qa013.htm#05

庁舎位置図

〒760-8514 香川県高松市番町一丁目8番15号 高松市防災合同庁舎6階
香川県広域水道企業団 財産契約課



問い合わせ先

担当窓口	所在地	電話番号
財産契約課（契約グループ）	高松市番町一丁目8番15号	087-826-6114